

「山形基準」 5つのコンセプトと農林水産分野認定基準、審査項目および配点

○ コンセプト（大項目）の重要度の軽重による配点

買う側（消費者）、売る側（小売店等）の視点を重視し、5つのコンセプト（大項目）の配点を、①高い品質20点、②安全性・安心感への配慮20点、③山形の自然、歴史・文化の継承5点、④山形の技術・技法の伝承5点、⑤環境への配慮15点に、その他全体に関わる項目（生産者の熱意等）として5点を加え、合計70点満点とする。中項目・小項目ごとの配点については以下のとおりである。

なお、以下に掲げる審査項目は、今年度の山形セクション認定対象11品目に関係する部分を抜粋したものである。

「山形基準」 コンセプト	農林水産分野 認定基準		農林水産分野 認定基準の具体的な審査項目（※畜産物は省略） （「★」は最重点項目、「●」は重点項目、「▲」は補完項目）	
（大項目）	（中項目）	（小項目）	農 産 物	
①高い品質 一切妥協のない優れた品質 の商品・サービスの提供 (配点20点)	○高品質な製品の生産、製品の厳選と安定供給 (配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・食味・形状等、品目・品種の特徴を十分に発揮させる優れた生産技術による高品質な製品の生産と、出荷規格に基づく製品の厳選を行っていること 	(配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> ★申請要件の必須項目に掲げる品目ごとの等級・階級等を満たし、品質が高いこと（総合的に品目・品種の特徴（形状、色艶、大きさ、重さ、食味等）が特に発揮されていること） ★セクション品を厳選する生産（者）組織・団体の出荷規格（基準）が高い品質を保証するものであること ★外観検査や食味検査で高い品質であることが確認できること ★観賞用農作物（花き）については一定以上の鑑賞期間を保証できること
		<ul style="list-style-type: none"> ・県内外で認知性・周知性を有する品目・品種で、品質及び生産量において安定した供給が可能であること 		
	○流通・販売における優位性の確保と品質管理の体制整備 (配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷資材のデザインの統一、優れた品質・機能性等的特徴や食べ方の周知・提案等により、流通・販売段階での優位性の確保に努めていること 	(配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> ★適正な規格・品質表示を行っていること ●流通・消費ニーズの把握や、優れた品質・機能性などの特徴や食べ方の周知・提案等、消費拡大のための取組みを行っていること ●出荷箱や荷姿を統一した販売対策を講じていること ●販売戦略が明確で出荷先を確保していること（市場出荷に際しては契約取引や予約相対取引、相対取引での出荷を基本としている） ▲費用分析等経営改善に努め、生産性の向上やコスト削減及び販路多様化等について工夫している
		<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した品質管理とクレーム対応のための記録管理や体制整備を行っていること 		

「山形基準」 コンセプト	農林水産分野 認定基準		農林水産分野 認定基準の具体的な審査項目 (※畜産物は省略) (「★」は最重点項目、「●」は重点項目、「▲」は補充項目)
(大項目)	(中項目)	農 産 物	農 産 物
②安全性・安心感への配慮 安全性に十分配慮した消費者から信頼される商品・サービスの提供 (配点20点)	○生産工程等における安全性の確保 (配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心取組認証を取得するなど、生産・出荷工程において農薬等の適正使用、栽培履歴の記帳、残留農薬検査の実施等の安全性確保の取組みを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ★農薬等の適正使用、栽培履歴の記帳、残留農薬検査の実施等、安全性確保の取組みを行っていること (やまがた農産物安全・安心取組認証制度対象品目はその認証取得またはそれと同等以上の取組みを必須とする。) ●肥料(土づくり肥料を含む)や各種資材については、商品名や成分等が明らかにされているものを使用していること ▲隣接ほ場への農薬等の飛散防止の取組みを行っている
	○消費者との交流等による信頼性の確保 (配点10点)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者との交流や生産者の顔が見える販売、トレーサビリティシステムの導入等、消費者の安心感 信頼性を確保する取組みを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ★消費者の安心感・信頼性の確保・向上に向けた取組みを行っていること(原則としてトレーサビリティシステムを導入し、消費者や流通関係者に生産履歴等の情報を適正に開示・提供できる体制が整っていること) ▲消費者や小売店との交流等を積極的に展開している
③山形の自然、歴史・文化の継承 山形特有の地域資源を活かした商品・サービスの提供 (配点5点)	○地域資源の活用 (配点5点)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然、歴史・文化・地域づくりとの関わりや産地形成に至る歴史・物語等について、生産・流通・販売において活かす取組みを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ★県内の農地等で県内の生産者が生産していること ●地域の自然、歴史・文化・地域づくりとの関わりや産地形成に至る歴史・物語等について、生産・流通・販売において活かす取組みを行っていること(ストーリー性の活用) ▲市町村等と連携しながら地域での農業生産振興や地域づくりに貢献している ▲産地、地域として今後普及・拡大が見込める取組みである ▲後継者(担い手)の育成・確保に意欲的に取り組んでいる
④山形の技術・技法の伝承 伝統的な技術・技法に裏打ちされた商品・サービスの提供 (配点5点)	○立地条件に適した技術・技法の維持向上 (配点5点)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然条件を活かした独自の栽培方法の採用や立地条件に適した生産技術の導入等、産地の形成及び拡大に向けた技術・技法の維持向上、普及の取組みを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境・地理条件等を活かした農業生産であること ●技術の向上・平準化、高品質生産のための技術開発・普及への取組みを積極的に行っていること(生産者団体等による自主的なほ場格付や立木審査などの取組みを行っていること) ▲栄養価を高める等品目の特性発揮のため、栽培技術、品質管理、経営管理等について工夫している
⑤環境への配慮 山形の自然・大地に対する感謝と敬意を払った商品・サービスの提供 (配点15点)	○環境に配慮した生産方式の導入 (配点15点)	<ul style="list-style-type: none"> 有機栽培、特別栽培、エコファーマー等、環境に配慮した生産方式や、耕畜連携による土づくりなどの取組みを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ●減農薬への取組みを行っていること ●有機物投入等による土づくりとともに効率的な施肥により化学肥料の使用低減への取組みを行っていること ●土壌診断等により施肥の適正化に努めていること ▲自家配合有機肥料や堆肥等についても安全性等に配慮している
		<ul style="list-style-type: none"> 生産資材、残渣、養液栽培における排液や家畜排泄物等の適正処理、リサイクル等の取組みを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ★農業用廃プラスチックや使用済み農薬、肥料の容器等生産に係る資材の廃棄処理を適切に行っていること ▲農産物残渣の処理は堆肥等への原料として使用する等の取組みを行っている

「山形基準」 コンセプト	農林水産分野 認定基準		農林水産分野 認定基準の具体的な審査項目（※畜産物は省略） （「★」は最重点項目、「●」は重点項目、「▲」は補完項目）
（大項目）	（中項目）	農 産 物	農 産 物
その他 （配点5点）		（配点 5点）	◇熱意を持って生産していること（生産者の産品に対する想いを自由意見として記載） ◇認定された場合の認定品の流通・販売計画（出荷・販売先、認定マークの小売段階までの表示方法等を記載） ◇山形セレクションの認定及び認定後の影響等について、重大な支障がないこと
（添付資料）	右の各欄において、「◇」を付したものはその添付（写）が必須、「・」を付したものは認証を受けている場合や実施している場合に添付。		◇組織・部会・法人等の規約、設立趣意書、活動記録（総会資料）等 ◇生産工程管理表（生産工程の作業内容、使用種苗・資材、使用機械・器具、及び肥料・農薬名等が記録されているもの） ◇出荷規格等（出荷物を厳選していることがわかるもの） ◇実際に使用している独自のマーク・シール及び包装資材等（写真等でも可） <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度等の認定証 ・これまでに実施した土壌診断・植物体分析等の結果 ・これまでに実施した残留農薬分析結果 ・花き類の日持ち試験結果 ・その他申請に当たり必要と思われるもの

○ 合格の基準

合格基準は、上記項目による70点満点のうち60点以上とする。ただし、小項目の配点に対し5割未満の項目が一つでもある場合は不合格とする。